

2019年度 IFA 年次総会（ロンドン大会）報告会

〔テーマ別報告〕

セミナー G：「Tax Transparency/Enhanced Cooperation/CbCR Experience/and Tax Certainty」

財務省主税局国際租税総括官 安居 孝啓

議題 1 「利子控除制限：BEPS 行動 4 の導入」

セミナー E 「宇宙空間の課税問題」

税務大学校研究部教育官 錦織 俊介

議題 2 「投資ファンド」

セミナー D 「ハイブリッド金融商品と事業体」

国税庁長官官房国際課税分析官 小杉 直史

はしがき

財務省主税局国際租税総括官 安居 孝啓

本稿は、令和元年12月19日（木）IFA 日本支部・日本租税研究協会の共催で行われた2019年度 IFA 年次総会（ロンドン大会）報告会での上記各氏の報告をとりまとめたものである。

本報告会では、藤井保憲氏（IFA 日本支部事務局長）の司会により、財務省主税局安居孝啓国際租税総括官、税務大学校研究部錦織俊介教育官、国税庁長官官房小杉直史国際課税分析官から、以下のとおりご報告をいただいた。なお、文中引用されている資料については本文末尾にまとめて掲載している。

1. セミナー G「Tax Transparency /Enhanced Cooperation/ CbCR Experience/and Tax Certainty」

（安居） 財務省国際租税総括官の安居でございます。どうぞよろしくお願いたします。今日は、9月に行われました IFA ロンドン年次



総会で私が参加しましたセミナー G のパネルについて、当日表示されたスライドを元に報告をさせていただきたいと思っております。

私が参加しましたセミナー G は9月11日に、午後1時半から3時半に行われたところでございます。

その内容の報告ということですが、議事録はいただいておりますし、パネリストとして参加していると、自分が何を言おうかということに気を取られて、必ずしも他の人の言うことを全部聞いているわけではないものですから、

かなり主観的な、片寄った報告になることはご了承くださいたいと思います。

1-1. Panel Composition 及び Agenda

まず、パネルの構成ですけれども、資料2ページ一番上にありますTim McDonald氏は米国のProcter & Gamble社の会計・税務担当副社長をされている方で、この人がモデレーターをしてくださいました。

その次は、欧州委員会のReinhard Biebel氏です。次のMarlies de Ruiter氏はEYの方ですけれども、元々OECD事務局で長くスタッフをしておられ、完全な民間の方というよりは、官民の両方の経験をお持ちの方でした。

4番目のAlan McLean氏は英国のShell社の方、次のAchim Pross氏は、OECDで国際協力と租税行政担当の課長をしている方です。6番目のNatalia Quiñones氏は、コロンビアの税務当局の方で、このように、政府、民間及び国際機関、あるいは米国、欧州、日本及び途上国と、たいへん多様性に富んだ構成になっておりました。

こうした構成のわれわれに与えられたテーマが、①Tax Transparency、②CbCR Experience、③Enhanced Cooperation and Tax Certainty、そして最後に、④The Future of Tax Transparency and Tax Certaintyとなっております。最後の④は各々言いたいことを言おうということになっていて、あまりきちんとしたテーマになっていなかったのですけれども、この4つのブロックに分けて議論がなされました。ちょうど2時間ありまして、最後はちょっと押ししてしまいましたが、おおむね30分ずつ話し合った感じです。

今回、私にとっては初めての経験でしたが、各ブロックの冒頭に聴衆に質問を提示してその場で端末を使って回答してもらい、その結果も踏まえてパネリストが議論するという、インターアクティブな試みがなされました。うまくいったかどうかはよくわかりませんが、

なかなか新鮮な体験でした。

1-2. Tax Transparency

聴衆への最初の質問は「税の透明性 (Transparency) に関して最も当てはまる記述はどれですか?」というものでした。この質問への回答結果を明確に記憶していないのでこれ以上はコメントできないのですが、この回答結果も一応踏まえてその後のパネルの議論が行われたということです。

ということで、税の透明性が最初のテーマです。税の透明性といいますと、まず、誰にとっての透明性かが問題になります。具体的には、税務当局のための透明性 (for tax administrations) と一般公衆のための透明性 (for public) が考えられるわけですけれども、ここでの議論は専ら租税当局から見た透明性に着目しています。税務の観点から主に企業がどのような取引をしているか、どのような税務処理をしているかを租税当局が見えるようにしようというのが、ここでいう税の透明性ということです。要すれば、税務当局に対して必要な情報を出してもらうということになります。この点について、税務当局と納税者それぞれの観点からどう考えるべきかが議論のテーマです。他方、一般公衆のための透明性については、最後のブロックで適宜コメントしようという整理でした。

皆さんご承知のとおり、以前は税務申告書を見たり、反面調査をしたりすれば、企業がどのようなことをしているかは税務当局において大体把握できたわけですが、今は、経済活動が国際化し、また取引も複雑化していますので、そうした伝統的な手法だけではなかなかうまくいかなくなっている。このため、5ページの1のaにありますように、近年、税務情報を当局に出してもらい、それをグローバルに情報交換するという国際的な枠組みが進展してきているわけです。

もう1つは、直近の動きとして、1のbにありますDAC6というEUの租税回避スキ-

ム等の義務的開示制度が創設されたことが指摘されています。

こうした背景の下で、まず、6ページの最初にありますように、税務当局の観点からのコメントがなされました。税務当局が今日では様々な情報を入手できるようになってきているという状況があり、それが行動の変化 (change of behavior)、これは税務当局の行動でもあり、納税者の行動でもあるのですけれども、税務当局間ないしは税務当局と納税者の間の関係、interactionを「関係」と訳するのが適切かどうかかわかりませんが、そういう関係が次第に変化してきているという指摘もありました。

ここで私からは、そうやって情報が来るようになったのはいいことではあるけれども、問題は、それはどう活用するか。3つ目のポツに、Effective and efficient use of informationと書いてありますけれども、この情報をどう活用していくかというのが、これからまさに求められる課題だろうということを申し上げたところです。併せて、4つ目のポツにありますとおり、そのためには、人的ないしは技術的なりソースを当局が確保する必要があります。この点に関しては、コロンビア税務当局の Quiñones 氏が、特に途上国では税務当局の人材不足、あるいは能力不足が深刻な問題であり、技術協力、キャパシティビルディングが非常に大切だと発言していました。

それから、最後のポツに、Taxpayer collaboration modelsとありますが、先ほど税務当局と納税者の関係が変化していると申し上げましたけれども、経済関係や取引が一層複雑になっていく中で、納税者と税務当局が敵対しているだけではなくて、協力していくという観点も必要なのではないかと指摘もなされたところです。

次に、DAC 6ですけれども、簡単に申し上げますと、7ページの「What?」のところにありますように、国際的な租税回避スキーム (potentially aggressive cross-border arrange-

ments) について、仲介者 (intermediaries) が税務当局に対して申告することを義務付ける仕組みです。欧州レベルでは2018年の5月に合意され、2019年末までに各国が立法化しなければいけないことになっていると思いますけれども、「How?」のところに書いてありますように、来年、2020年7月から施行されるということになっています。これがどのような効果を持つかはまさにこれから話で、今後の運用次第だというコメントが出ていました。

ちなみに、租税回避スキーム等の義務的開示制度については、日本ではまだ制度化がされておりません。この制度の導入は BEPS アクション12で勧告されているわけですが、わが国で BEPS アクションプランについて逐次法制化がなされている中で、これだけが残された課題になっています。これをどうするかはこれから議論されるわけですが、部内でも賛否両論あるように思います。

次に、納税者の観点からの税の透明性について述べたものが8ページです。先ほども申し上げたように、ここに言う税の透明性は、税務当局に対するものですが、それを納税者からどう見ることができるかということです。最初のポツに Business understands the need for governments to see the full pictureとありますが、これは、P&G社のMcDonald氏のコメントですけれども、税務当局に全体像をきちんと理解してもらえないと、かえって納税者にとって困った事態となるという指摘がありました。

左下に象の図が描いてあって、日本語でも「群盲象を評す」などといいますけれども、要するに、どこを触るかによって、人によって象の評し方が違ってきます。部分部分ではなくて全体像を見て、ちゃんと理解してもらわないと、かえって納税者にとってもよくないという視点です。また、Shell社のMcLean氏は、税の透明性が向上することによって、税務当局のプロセスやハンドリングが効率化していくことが期待されることに加え、税務当局と納税者の信頼

関係が醸成されるため、それによって納税者にも利益があるのではないかとコメントしておられました。

このように税の透明性は納税者にとっても利点はあるのだろうという見方があるわけですが、3つ目のポツにありますとおり、やはりそうは言っても、秘密保持に懸念があるとか、執行コストがかかる、あるいは、情報を開示すれば開示するほど、かえって税務当局との紛争が増えるのではないかとといった懸念は当然あるわけです。納税者から見れば、こうした懸念と利点がどのようにバランスされるかが重要だという議論になったと記憶しています。

ちなみに、8ページ下の3つの図は、EYのde Ruiter氏が持ちこんだものなのですが、中央の図は、点だけでは何かわからないものでも、点をつなぐと何の絵かがわかることを示したものです。2つ目のポツに、Data is not information. Information requires interpretationとありますけれども、データ自体は点々に過ぎず、それらをかにつないで絵にすることが重要だという指摘です。

右の図は、これは字が小さくて見にくいですが、peasがbeesになって、kneesになって、cheeseになって、fleasになっています。要するに、正確なコミュニケーションというのはなかなか難しいということをお伝えしたかったようです。

1-3. CbCR Experience

次に、CbCR（国別報告書）のexperienceについて議論がなされました。最初の聴衆への質問とその次のページは省略しまして、11ページ以降ですけれども、2018年に始まりましたCbCRの経験について、税務当局と納税者のそれぞれの観点から見解が述べられました。

税務当局の観点からは、CbCRは、高レベルの移転価格のリスクアセスメントのために税務当局に情報を提出していただくわけですが、まだ始まったばかりということもあって、

提出された情報をどう活用していくのかが課題だとの議論がなされました。

私からは、どうやって活用していくかという、まさに活用法が重要だという話をしたのと同時に、日本では、生のデータは入手したけれども、そのクレンジングやマッチングに結構手間がかかって、なかなか、その活用のところに行くまでも課題が多いということを申し上げました。

特に日本は、基本的にはアルファベットを使用する国ではないので、アルファベットの形で入手した情報を手持ちの情報とマッチングするだけでも結構手間がかかるわけです。各国とも、多かれ少なかれそういう苦労はあるのではないかと思います。

ただ、CbCRは2018年に始まったところで、現在は2巡目に入っていると思いますけど、マッチングにしても、クレンジングにしても、回数を重ねるに従って効率的に行えるようになるはずですから、これから時間とともに、問題は軽減されて、より有用な活用方法に取り組むことができるようになっていこうと思っています。

一方、納税者からどう見えるかが、14ページです。

ここに書かれているとおりですが、CbCRに必要なデータを集めて編綴するのにすごく手間がかかるし、費用もかかるという指摘は当然出されています。このほか、CbCRに求められているデータが変だ、本当にリスクアセスメントに活用できるのかと疑問を呈するコメントや、入手したデータを税務当局は本当に適切に活用する能力があるのかといった疑問も出されました。さらに、提出した生データが一般公衆に公開されてしまうことを心配する声も聞かれたところです。

15ページは、P&G社のMcDonald氏が持ちこんだものなのですが、要するに、現在CbCRで使われているデータは、各国に所在するいろいろな主体の計数を単純に合計した粗計（aggregate）のデータで、内部取引を相殺し

た純計 (consolidated) のデータになっていない。このため、例えば売上を見れば、純計では100しかないものが、粗計にした結果300になってしまい、その結果として本来10%の売上利益率が3.33%と実体とかけ離れたものとなってしまおうとして、リスクアセスメントに有用なデータになっていないのではないかという指摘をしておられました。

この点については、多少経緯を勉強しますと、元々純計データにすべきとの議論もあった中で、民間部門から国ごとに純計データを作成するのは大変だから粗計データにしてくれと言われてこうなっているようです。

ちなみに、CbCR 制度については、現在 OECD において見直しの検討が行われています。私はこの検討の作業グループの共同座長をやっておりますけれども、今まさに検討が進行中で、パブリック・コンサルテーション用のペーパーがまとまりつつあって、来年1月末から2月初には公開されると思います¹。それを受けて、3月半ばにパブリック・コンサルテーション会合を開催し、年内に見直しの作業を完了するとの予定で進んでいます。

見直しの具体的な内容は、そのペーパーを見ていただく必要がありますが、16ページにありますとおり、CbCR の対象範囲 (scope)、報告の内容 (content) ないしは交換方法などについて議論がなされているところです。

1-4. Enhanced Cooperation and Tax Certainty

次のブロックでは、Enhanced Cooperation and Tax Certainty がテーマとなりました。この tax certainty と、先ほど申し上げた tax transparency は同じようなものにも思えますけれども、tax transparency は、先ほど申し上げたように税務当局から見たものであるのに対

し、tax certainty は、納税者から見たものだと理解していただければと思います。

19ページは、OECD の Pross 氏が説明したもので、tax certainty に様々な局面があることを示しています。

そもそもルール自体を明確に定めるということが最初にあるのだと思いますけれども、ルールを前提とすると、拘束力のある APA でありますとか、協力的コンプライアンスの仕組み、各種のリスクアセスメントの仕組み、税務調査と、様々な局面において Tax Certainty につながる取組みが用意されています。

さらに、今申し上げたのは紛争の発生を防止するための手続きですが、紛争が起ってしまった場合については、MAP でありますとか、仲裁の仕組みがあるわけです。

パネルの議論では、特に APA について、もっと幅広くやってほしいという声が出ていたように記憶しています。その延長として、現在進行中の新しい取組みである ICAP に期待するコメントも出されていました。

APA については、日本は非常に進んでおりまして、1991年に日本とアメリカの間で行われた APA が世界初のものですけれども、それ以来、日本は APA について長い歴史を刻んで経験を積んできています。21ページの表は OECD が用意したものですけれども、2018年の APA の処理件数 (requests signed) を見ると、日本は122で、アメリカの107よりも多くなっています。しかも、このアメリカの件数は、注にあるようにユニラテラルの APA も含んだものですから、日本の国税庁がいかに APA に真剣に取り組んでいるかをご理解いただけるのではないかと思います。

今、2018年の APA の合意件数と申し上げましたけれども、実はこれは平成29事務年度、2017年7月から2018年6月までのデータであり

¹ 2020年2月6日に OECD のウェブサイト (<https://www.oecd.org/tax/>) で公開されている。

まして、この1年後のデータが既に発表されています。それを見ますと、発生件数 (request received) が163で、処理件数 (requests signed) が146となっています。処理件数が122から146と非常に増えていて、国税庁の頑張りが見取れるのですけれども、それでも残念ながら発生件数を下回っていますので、在庫件数は積み上がる結果となっており、さらなる頑張りが期待される状況となっています。

1-5. The Future of Tax Transparency and Tax Certainty

最後のブロックでは、The future of tax transparency and tax certainty がテーマとなっていますけれども、26ページに基づいて、最後の取りまとめの意見表明が各パネリストからなされました。

他のパネリストが言ったことはあまり覚えていないのですけれども、唯一、「ああ、なるほど」と思って記憶していますが、P&G社のMcDonald氏の発言です。P&G社は日本も含めて非常にたくさんの国で活動していて、MAPよりもAPAが望ましいとして、APAを非常に多くの国とやっている。そういう経験を踏まえて彼が強調していましたのが、多少払わなければいけない税金が増えても、とにかくtax certaintyが望ましいと。今OECDを中心にデジタル経済への税制上の対応を議論していますけれども、彼は新たな枠組みによってtax certaintyが向上するのであれば、多少の持ち出しがあっても構わないとはっきり述べておられました。

現在の移転価格税制がアートの世界になってしまっているので、もう少し計算式を取り入れて単純明快なものにできないか、26ページのaの最後にありますfacts and circumstancesから、もう少しformulaic approachesにならないかという主張です。現在行われているデジタル課税の議論においても、P&G社はパブリック・コンサルテーションでコメントを出してき

ていまして、その中で、定式的な取扱いを取り入れた提案をしています。

このブロックで私からは、第1に、ここでIF current work on the digitalization of the economyとありましたので、デジタル課税の問題は、Inclusive Framework、9月には134の国・地域だったのがその後3つも増えて今では137の国・地域が参加するものになっていますけれども、そこで議論されていて、コンセンサスに基づく解決策に2020年末までに合意することを目指して議論しているという話をするのと同時に、130を超える国・地域が合意できる解決策を作るためには、できるだけシンプルでクリアなルールを作らなければいけないということ。第2に、各国間の税源配分に大きな変動が生ずるような案では合意が難しいので、ある程度モデレートな結果にならざるを得ないのではないかということ。第3に、tax certaintyに配慮して、適切な紛争防止・紛争解決手続を含んだものでなければいけないということ、その3点をコメントしました。

最後に、26ページのbの2点目に、Public tax transparencyとあります。先にも申し上げましたとおり、一般公衆のための透明性については、ここで、確かShell社のMcLean氏とECのBiebel氏だったと思いますけれども、コメントされていました。

どうも欧州では、既に採掘産業 (extractive industry) に関して、一般公衆のための透明性確保の仕組みが設けられているとのこと。NGOやCivil Societyなどからの要求が非常に強くて、そういう制度が導入されたようですが、それでも、われわれ税関係者の間では、一般公衆のための透明性というのは、少なくとも税制の問題ではない。税務当局にとっては、企業経営や取引に係る情報が一般に公開されているか否かは、重要なことでも必要なことでもなく、むしろそれによって、ビジネスとの間でのコミュニケーションが難しくなるのであれば、かえって望ましくないとする考えられます。ここでも

そうした議論がなされたところです。

私からの報告は以上です。ご清聴ありがとうございました。

質疑応答

(Q1) お話の中で、DAC6に関連して、BEPSの提言の中で租税回避スキームの義務的開示を勧告した行動12だけ日本は採用しておらず、賛否の議論もあるということでしたけれど、共有していただける範囲内で、どのような議論があるのかということ、なぜ日本はこれを採用していないのかということについて、コメントを頂ける部分がありましたらお願いします。

(安居) いわゆるMDRの話ですけれども、この件は私の直接の担当ではないので詳しい議論を紹介できませんが、現時点で採用していないのは、これまで他にやるべきことがあり、まだこの問題を十分に検討できていないということかと思います。担当部署は日本でも何らかの形でMDRを導入することが望ましいと考えて、検討しているところだと思えます。

ただ、私の印象で申し上げますと、日本企業はそもそもあまりアグレッシブなタックスプランニングは行っていないのではないかと。他方で、どういうものがアグレッシブなタックスプランニングに該当するかを定義するのは結構難しい話で、これを広く定義してしまうと、形式的にいろいろな仲介者が多くの報告をしなくてはならないということとなりかねない。この件は、個人的には、コンプライアンスコストとベネフィットのバランスがなかなか難しいと思いますので、導入するのであれば、それをよく考えた上で導入する必要があると思います。

こうしたことから、担当部署がどう考えているかはともかく、私個人としては、あまり拙速にやるものでもないのではないかと考えています。

(Q2) CbCRの公開について、EUなどでは公開すべきなのではないかと言っていたような気もするのですが、感触はどうなのでしょう。オフィシャルにはそういう意見を出しているけれども、実際には、プライベートなディスカッションの中では、難しいという感じなのでしょう。それとも、やはり公開すべきだという感じなのでしょう。

(安居) 先ほどもお話ししたように、現在CbCRの見直しを議論していますけれども、その中で、欧州のある国が、パブリックCbCRについても議論すべきとの問題提起をしています。しかし、欧州を含めて他国はいずれも否定的な立場を表明していますので、今後急速にそういう方向に進むことはないのではないかと思います。

税務大学校研究部教育官 錦織 俊介



国際課税

2. 議題1「利子控除制限：BEPS行動4の導入」

(錦織) 税務大学校の錦織と申します。私からは、今回のIFA ロンドン大会の2つのメイン議題の1つである利子控除制限と、幾つか参加したセミナーのうち、もう1つを選んで、合計2つのテーマについてご説明させていただきます。

まず、初日の午前中を使って行われた利子控

除制限, Interest Deductibility: The implementation of BEPS Action 4 と題して行われた、議題1 についてのご報告をさせていただきます。

議題1 については、議題2 もですが、この大会に向けて、各地のランチリポーターがそれぞれの国の状況をまとめたランチリポートを提出しています。そのランチリポートをまとめたゼネラルリポートの概要について、最初に説明があり、その後、パネリストのプレゼンとディスカッションという流れで行われました。

パネリストにどなたが出ていたかというのは、また IFA の公式サイト等でご確認していただきたいと思うのですが、基本的には実務家の方がほとんど、弁護士・税理士の方とか、あとは企業の税務担当の方ですとか、そういった方々でした。

私の報告は、そのゼネラルリポートの内容や、パネリストからのプレゼン、ディスカッションの内容についてピックアップして、私なりにまとめさせていただいたものです。

2-1. BEPS 行動4 及び ATAD

皆さん、ご承知の方も多いかとは思いますが、簡単に BEPS 行動4 の説明から入らせていただきます。

損金算入が可能な利子を使ったタックスプランニングは、タックスプランニングの中で最も簡単なものであり、これまで各国は独立企業間原則や過少資本税制で対処してきたのですが、それでは十分に BEPS に対処し切れないということで、2015年の BEPS 行動4 で、利益の一定割合までに利子控除を制限する手法が示されました。これは、行動5 や6 のようなミニマムスタンダードではなく、ベストプラクティスとしての位置付けですので、強く推奨されるものの、各国の導入は任意という形になっております。

BEPS 行動計画の公表後、EU はすぐに反応しておりまして、3 カ月後に EU 租税回避防止指令 (ATAD) を出しました。その第4条に

利子控除制限があり、これは、多少の違いはあるものの、おおむね BEPS 行動4 に沿った内容となっています。ATAD は、EU 各国に導入が義務付けられているものですので、BEPS 行動4 について、EU 内ではミニマムスタンダード、EU 外ではベストプラクティスとなっている状況といえます。

以後、説明の便宜上、この BEPS-ATAD の利子控除制限ルールを「新ルール」と呼び、説明させていただきます。

日本は BEPS 行動計画公表前に、過大支払利子税制を既に導入しておりましたが、BEPS 行動4 の内容とは異なる部分がありましたので、今年度、BEPS に沿うような改正がなされたところです。

BEPS 行動4 の具体的な内容ですが、企業の利益、具体的には EBITDA に固定比率を掛けた金額を上限として、利子控除を制限するというものです。EBITDA は課税所得に減価償却費や支払利息を加算した金額で、固定比率は10%から30%の間とされています。

また、各国の選択で、グループ比率ルールというものも選択することができます。グループ全体として多額の支払利子を第三者に支払っているといった場合は、BEPS リスクは少ないということで、もう少し損金算入を多く認めるというものです。

2-2. グループ比率ルール

グループ比率について、もう少し事例を使ってご説明します。4 ページは、IFA で実際に使われたページを加工したものです。前提として、利子控除制限が EBITDA の30%であるとします。

この図の B 社の利子控除可能額を見ていきます。B 社の EBITDA は100ですから、 $100 \times 30\%$ 、30がグループ比率ルールがない場合の利子控除限度額です。B 社は50の支払利子がありますから、20は控除できないことになります。

一方、このグループ全体の EBITDA は200

ですが、第三者に90の支払利子があります。第三者支払利子は、グループ全体のEBITDAの45%ということになります。この場合、グループ比率ルールがあれば、B社もEBITDAの45%まで利子控除が可能ということになり、結果として、利子控除可能額は45、控除できないのは50-45の5のみということになります。

4ページのグループ比率ルールは、グループ全体のEBITDAと第三者支払利子の割合を用いたものでしたが、それとは別に、equity escapeと呼ばれるものもあります。これは、資産に対する自己資本の割合を用いたもので、この割合がグループ全体の割合より大きければ、BEPSリスクは小さいので、制限対象から外しましょうというものです。

これも図で説明させていただきますが、5ページのケースでB社について見ていきます。B社の自己資本は40、資産は80ですので、資産に対する自己資本の割合は50%です。一方、このグループ全体の自己資本は120、資産は300ですので、その割合は40%。B社単体の割合の方が、グループ全体の割合よりも大きいです。この場合、equity escapeルールがあれば、B社は支払利子の全額を控除することが可能です。

2-3. BEPS 行動4の選択肢及び各国地域比較

今、グループ比率ルールのご説明をしましたが、その導入は各国の選択に任されています。これ以外にも、BEPS行動4には幾つかの選択肢があります。

主な選択肢は、まず制限比率、10%から30%の間のどれを選択するか。それから、先ほど説明したグループ比率、繰越しや繰戻し。あと、最小値のルール、いわゆるデミニミスルールですが、これは利子の額が小さい場合は制限しないというものです。そして、対象の納税者、これは例えば、スタンドアロンエンティティを対象から除外するかどうかといった選択です。

これらのオプションについて、各国がどのように選択しているかといった説明が、ブランチ

リポートを基になされました。次のページからは、その各国比較についてご紹介いたします。

まず、比較の基になるブランチリポートですが、7ページに記載した44の国・地域から提出されています。このうち点線の上側が、BEPS行動4を導入している国々です。EUはATADで導入が義務付けられていますから、ほとんどの国が新ルールを導入していますが、EU外では、それほど進んでいないということがわかるかと思います。

ゼネラルリポート上、BEPS行動4のオプションの各国比較のサンプルとなるのは、この点線上部の国と地域です。EU17、EU外8の、合計25の国と地域ということになります。なお、この比較は、ブランチリポート提出時点の情報となりますので、最新の制度を反映していない場合がある点、ご承知ください。

8ページは、IFAで実際に使われたページを基に、日本を右端に加えて作った比較表です。IFAでは、ATADの導入状況を中心に説明がなされたので、日本以外はEU内の国々の比較になっています。なお、日本は、今年の税制改正後の制度で比較しています。注目すべきなのは、制限比率は全て上限の30%が採用されている点でしょうか。選択できる中で、一番納税者に有利な数字が採用されているということになっています。この点だけ見れば、日本の20%というのは、比較的厳しいルールといえるかもしれません。

この制限比率については、EU内もEU外も、多くの国が30%を採用しているようです。この30%という比率については、会議中にアプリを使ってオーディエンスにアンケートを取っていましたが、約半分の参加者が適切な率と考えているようでした。残りは、4分の1が高過ぎる、4分の1が低過ぎると考えていると、そういった結果も出ております。

次の段は、スタンドアロンエンティティを対象から除外する措置ですが、これは、各国はらばらの選択になっております。

次の段は、先ほど説明したグループ比率ルールですが、EU内では約半分の国で採用されています。この表で挙げた国々でも、8カ国のうち4カ国で採用されています。この表の中の「EE」と書いてあるのは、equity escapeのことです。先ほど説明したもののうちの2つ目のルールですけれども、このequity escapeの方が、グループ全体のEBITDAを利用したグループ比率ルールよりも、採用している国は多いようです。

EU内全体では17カ国中8カ国が、何らかのグループ比率ルールを採用しており、そのうち6カ国がequity escapeを採用しています。一方、EU外では、グループ比率ルールを採用している国は非常に少なく、2カ国のみという結果になっておりました。

繰越し・繰戻しのルールですけれども、これは、どの国も何らかの形で採用しているということです。ただ、繰戻しを採用している国というのはないようですので、控除し切れなかった金額の繰越しだけか、それに加えて未使用の控除額の繰越しも認めるかといった2つのパターンがあるということになります。繰越しの年数は、国によってさまざまなのですが、ATADでは、控除し切れなかった金額の繰越しの年数というのは、無制限に認めるということになっています。そういうこともあると、この選択に関しても、EU内の国の制度というのは、EU外に比べ、納税者有利であるという結果になっています。

次はデミニミスルールです。この金額以下であれば、少額なので利子控除制限の適用はしませんというルールですが、これも、EUの多くの国が、ATAD上限の300万ユーロに設定しています。これも、日本や他のEU外の国と比べ、EU内が納税者有利になっているといえます。

ここまでずっとEU内の制度は、EU外と比べて納税者有利が多いという話をしてしまった感じですが、あくまで新ルールを採用している国の比較という点に注意していただき

と思います。既にお話ししたとおり、EU外では採用していない国も多い状況です。ですので、EU内では比較的緩いルールを一律に採用している。EU外は、採用する・しないを含めて、対応が今のところまちまちで、採用する国は、ある程度厳しいルールも採用しているといったふうにいえるかもしれません。

2-4. 利子控除制限ルールの進化

ここまでBEPS行動4の導入状況を見てきましたが、利子控除を制限するといったことが問題となるそもそもの原因というのは、「利子」と「配当」の税務上の取り扱いが異なることです。これに対処するために、これまでの伝統的方法、つまり独立企業間原則とか過少資本税制ではなく、利益ベースの固定比率による新ルールをOECDはベストプラクティスとして示しました。これを、原則ルールからメカニカルルールへの移行とパネリストは表現していました。

会合では、このOECDの選択は正しかったのかといった議論もされました。メカニカルルールというのは、シンプルで透明性があるといったメリットはありますが、うまく作り込まないと、本来のターゲットとすべきもの以外にも影響を及ぼしてしまうといったことがあります。パネリストからはこういった部分への懸念も多く聞かれました。

2-5. 経済的二重課税

利子控除が制限された場合には、経済的二重課税が起きます。債務者は、課税所得から控除できない一方、債権者側では、受取利子を課税ベースに含めなければなりません。これを避けるというか、緩和するものとしては、例えば繰越しルールがありますけれども、それでも永久的な二重課税を一時的な二重課税に変えるのみであって、キャッシュフローにネガティブな影響を与えるという問題は解決しません。OECDは、この経済的二重課税について認識

しているものの、具体的な対応措置を示していないのが残念といったコメントもパネリストからはありました。

この経済的・二重課税を租税条約で解消できないのかという検討も行われました。租税条約は1条3項で、「居住者に対する課税に影響を及ぼさない」とあるように、2つの国がお互いの居住者に課税しているだけの状態を何ら問題にしないというのが原則かと思います。経済的・二重課税というのは、基本的にこの状態です。すなわち、債権者がいる国の債権者に対する課税と、債務者がいる国の債務者に対する課税が問題となっています。

租税条約が登場する基本的な場面は、1人の者に対する源泉地国の所得に対し、源泉地国と居住地国の両方が課税するケースであるということがいえるかと思います。ただ、この1条3項は例外があって、その1つが9条の特殊関連企業条項の2項です。これは移転価格課税を行った場合の対応的調整に関するものですが、移転価格課税も2つの国がお互いの居住者に課税しているだけの状態ですが、二重課税が発生する経済的・二重課税の場面を作り出します。

これを調整するというのが9条2項ですが、これは、独立企業原則を用いるものということになっておりますので、メカニカルな新ルールには当てはまらない。つまり、租税条約で新ルールによる二重課税を解決するのは難しいと結論付けをしております。債務者側で控除できない場合は、債権者側で課税ベースに含めないといったリンクルールについても話が出ましたが、現実的ではないだろうというコメントがありました。

なかなか経済的・二重課税をうまく解決する方法がないところ、ドイツのパネリストからは、「もし全ての国が新ルールを導入したら、投資を減少させる結果になる。利益の一定割合を超える利子費用の控除可能性が低いとファイナンスコストが増加し、投資が抑えられ、経済活動が減少し、課税ベースが減る。つまり、逆

にBEPSが起こる。」というコメントがありましたが、結構大きな拍手が起こっていました。

ただ、投資に悪影響が起こるのかどうか、ビジネスの世界で懸念があるというのは事実だと思えますけれども、実際どれほど影響があるのかというのは未知数です。

2-6. 経済への影響

この点について、ATAD4条の影響についての分析が1つ紹介されましたのでお話ししたいと思います。今年の「World Tax Journal」に掲載されたもので、財務データベースのAmadeusを使って、ヨーロッパのどれだけの企業が新ルールの影響を受けるかというのを分析しています。

この分析では、経済への影響は非常に小さいと結論付けています。分析の結果、除外規定がない場合、つまりスタンドアロンエンティティも含めてデミニミスルールもない場合は、14～17%の企業に影響があるということですが、スタンドアロンエンティティを除外して、デミニミスルールも採用した場合は、その数字はかなり小さくなり、1%以下の企業しか影響を受けないということになっております。また、分析では、実際の経済活動を行っている企業ほど影響を受けにくいということや、新ルールは過少資本税制よりも効果が高いという結論も出しています。

以上で、議題1の内容の報告ということにさせていただきます。この他にも、新ルールと既存の制度とのオーバーラップの話など、ご紹介できていないお話もあったわけですが、全体として、パネリストのほとんどが弁護士や会計士、企業の税務担当の方であったこともあって、メカニカルな手法に対し、実経済への悪影響を懸念する意見が多く聞かれました。

また、最後にオーディエンスにアンケートがあって、「新ルールはBEPSに対抗するのに最も良い方法だと思うか」という質問もされました。パネリストの議論に影響されたかどうか

かりませんが、3分の1が、最もよい方法と考えていて、残りの3分の2が、他にもっといい方法があるのではないかという結果でした。

また、新ルールは、今後も導入が進んでいくと思いますので、将来的に再度、IFAのトピックとして取り上げるべきという話もありました。

3. セミナー E「宇宙空間の課税問題」

それでは続けて、次、IFA ロンドン大会で行われたセミナーのうち、セミナー E「宇宙空間の課税問題 (TAXATION OF SPACE)」についてご報告させていただきます。

お時間が今日は限られている中で、どのセミナーをご報告するのがいいか、悩みました。他のテーマ、例えば OECD のデジタル課税とか、Brexit といったセミナーもあったのですけれども、大会があった9月から今日までに状況が変わっている部分というのもあったりしますので、ここでご報告するのはあまり適さないかなということと、いっそ普段あまり聞くことのないお話も面白いかなと思い、選ばせていただきました。

宇宙空間の課税問題というのは、一見実務との関連性が低いかもしれませんが、将来確実に問題が現実化してくる分野ですし、また、頭の体操という意味でも、なかなか興味深い内容だったのでご紹介させていただきます。

セミナーは2時間ありましたが、私の報告は20分ということですので、かいつまんで、また自分で調べた部分も付け加えながらご報告したいなと思います。

3-1. 国際社会のフレームワーク

どこから宇宙か、宇宙資源は誰のものか。これらの問い掛けについて、皆さんも少し考えてみてください。宇宙と地球の境界はどこなのでしょう。宇宙にある資源、月の鉱物や小惑星の鉱物というのは、誰のものでしょうか。

実は、こういった問い掛けに対する答えは、国際社会で明確にされているわけではありません。これらが決まっていなと、課税権の問題も不明確であるということは容易に想像ができるかなと思います。宇宙と地球の境界が決まっていなと、国家の課税権がどこまで及ぶのかわかりません。月の鉱物を採掘し、利益を得た場合、どの国が課税できるのかということも明確ではありません。

また、これまでの国際課税というのは、居住地国と源泉地国で課税権を分け合う、恒久的施設 (PE) の存在が課税権のキーになるといった考え方が基本だったかと思いますが、今後、この中のどれかが宇宙空間にあるケース、すなわち、宇宙空間が居住地であるものですか、源泉地が宇宙空間である所得、宇宙空間に PE が存在するケースなどが出てくるでしょう。

こういった問題に対し、セミナーでは、アメリカ、香港、ブラジル、インド、イギリスの研究者が順にプレゼンを行いました。

まずバックグラウンドとして、国際社会のフレームワークについてご説明します。現在存在する宇宙空間に関する国際合意は、1960~1970年代に作られました。かなり古いものといえるかと思いますが。この頃は人工衛星の打ち上げですとか、有人宇宙飛行、アポロ11号の月面着陸など、アメリカとソ連が争って宇宙開発を行っていた時代です。この中で、最も重要なものは、1967年の宇宙条約 (Outer Space Treaty) で、多くの国が批准しています。3ページの表の一番下にある月協定というものも、月やその他の天体の資源に関する基本原則を定めた条約として重要なものとなり得るのですが、表にもあるように、批准国が非常に少なく、一番大きな国というのはオーストラリアぐらいで、日本・アメリカを含む多くの主要国は参加していません。

月条約を除く、これらの条約というのは、アメリカ・ソ連の主導で、「国家」の利用や開発を前提に作られたもので、非常に重要な条約で

はあるのですが、宇宙空間の商業利用や資源開発に対する十分な検討がなされたものではありませんでした。

次に、その宇宙条約の内容について簡単にご説明をします。主な原則として、1条の宇宙空間の探査・利用の自由、2条の領有の禁止(non-appropriation principle)、4条の平和利用の原則、こういったものがあります。この1条と2条は、つまり宇宙空間は誰でも利用することができるが、どの国も主権を主張できない場所、当然、課税権も主張できない場所ということになっています。

また、宇宙空間を管理する国際機関というものも存在しません。アメリカならNASA、日本ならJAXAといった国単位の宇宙開発機関しかありません。ITU(国際電気通信連合)といった機関がありまして、この機関は、電気通信で使うスペクトルの割り当てを管理しているというものなのですけれど、これが唯一の例外といえるかもしれません。

3-2. 宇宙資源開発

これまで国際社会のフレームワークを説明してきましたが、ここからは、これまでの説明を踏まえて、個別の問題をご説明いたします。

宇宙条約の2条には、領有の禁止原則がありました。これは、「国家による取得の対象とならない」と定めており、民間や個人の所有を妨げる内容ではありませんでした。

これに対し月協定では、月やその他の天体は、「いかなる国家・機関・団体・個人にも所有されない」とされていて、国家に限定されない内容となっていました。先ほどもお話ししたとおり、締約国が少ないので、この協定の影響力はほとんどありません。従って、国家以外の所有を妨げる法というのは存在しない状態といえます。

1つの例として、ルナエンバシーという名前を聞いたことがあるでしょうか。何年前かにテレビでも取り上げられたようなので、ご存じの

方もいらっしゃるかもしれません。ルナエンバシーというのは、アメリカ人のデニス・ホープという人が設立した会社で、月の土地を販売しているという会社です。最低3,000円くらいで月の土地を購入すると、権利証が送られてくるというもので、結構安いですから、プレゼント目的などで買われる人が多いようです。

このルナエンバシーは、宇宙条約の盲点、民間人の所有を妨げていないということを利用してビジネスなのですけれども、デニス・ホープという人は1980年にアメリカのサンフランシスコにおいて所有権の申し立てをし、それが受理されて、その後、国連、ソビエト、アメリカ政府に権利宣言書を提出して、これに対する異議がなかったと、そういうことで会社を設立してビジネスを開始したということです。

このルナエンバシーというのは少し特殊な先事例といった感じですが、最近では、スペースXなどに代表される民間のベンチャー企業が、宇宙開発・宇宙ビジネスに参入していることもあり、法整備が必要ということで、まずアメリカで2015年に、「商業宇宙打ち上げ競争力法」という法律ができました。この法律では、アメリカ企業は、商用目的で月や小惑星の資源を採掘し、販売することが可能であると、そういうことがはっきりと示されました。

翌年にはルクセンブルクでも同様の法律ができています。ルクセンブルクというと、タックスヘイブンといったイメージですが、小国ですので、宇宙ビジネスについても法整備を行って、積極的な誘致を行っているようです。

日本の宇宙開発企業、ispaceという企業のホームページを確認すると、東京以外の拠点が2つあるのですが、その2つはアメリカとルクセンブルクでした。

こういった現状に対して、香港のプレゼンターからは、今後の国際的なフレームワークについての提案がありました。その提案は、領有権は、民間についても領有の禁止原則に従い、利用する権利と利益を得る権利は禁止せず合法

化するというものです。また、国際的な合意と、それに基づく透明性のあるメカニズムの必要性が訴えられました。その中では、例えば、インターナショナルレヴィを導入してはどうかと、そういった提案もなされました。

3-3. 宇宙の境界線

次は、宇宙と地球の境界線に関するお話です。8ページは、IFAのプレゼンで実際に使われたページですが、境界となり得るラインが幾つか描かれています。一番内側の中間圏は、米国防空軍の定義している宇宙とのライン、次の赤い点線のラインは、カーマンラインと呼ばれ、国際航空連盟が定めている宇宙の境界です。国際航空連盟というのは、スカイスポーツなどの国際競技連盟です。それから、高度160kmまでいくと、人工衛星の軌道がある領域になります。

そして、一番外側にあるのが、ブラジルのプレゼンターが取り上げた静止軌道です。静止軌道は、人工衛星が地球の自転速度と同じ速度で地球を周回することができる軌道で、地上から見ると静止しているように見えるため、その名が付いています。赤道上にしか存在できない軌道で、地上からの位置が固定されているため、通信衛星や気象衛星などに利用されており、大変重要なものです。

高度約36,000kmですから、個人的な感覚としては宇宙空間の一部であろうと思いますが、宇宙と地球の境界は明確に定まっていないので、地球の一部だと主張することもあり得るわけです。

地球の一部だと主張することで利益を得るのは、その真下にある赤道諸国です。1976年には、ブラジル、コロンビア、コンゴ、エクアドル、インドネシア、ケニア、ウガンダ、ザイールが集まって、静止軌道は「赤道諸国がその国家主権を行使する領域の一部をなす」というボゴタ宣言をしています。この宣言は、国際社会で受け入れられるものではありませんでした。税の世界でも、OECDモデル租税条約のコメント

リーにおいて、静止軌道はどの国の領土にも属さないということが明記されています。

ただし、これらの赤道諸国というのは発展途上国で、宇宙ビジネスを積極的に行う国々ではありません。今後、宇宙との境界を決めるに当たり、宇宙ビジネスを行う国との利害は真っ向から対立するということになります。そういった意味でも、宇宙の境界について国際的なコンセンサスを得るというのは、簡単なことではないということがわかるいい例かなと思います。

3-4. AsiaSat ケースと New Skies Satellite ケース

次にご紹介するのは、インドのプレゼンターから説明のあったもので、香港を拠点とするAsiaSatという通信衛星の運用会社に対し、インド課税庁が課税を行い裁判になったという事例の紹介です（10ページ）。

まず、この取引の説明をします。AsiaSatの顧客であるテレビ番組の制作業者がテレビ番組を制作し、それをAsiaSatの人工衛星に送信します。正確には、人工衛星が持つ信号の送受信機であるトランスポンダに送信するわけですが、この顧客は、このトランスポンダのキャパシティの一部を使うことになるので、その対価という形でAsiaSatにお金を払います。そして、トランスポンダは、信号を人工衛星がカバーするエリア、フットプリントと呼ばれますが、そのエリアにあるケーブルテレビ業者に送り、テレビ番組が視聴者に届けられるというわけです。

人工衛星は静止軌道上にありますし、AsiaSatはインド国内にはPEとなり得るものをも持っていません。また、AsiaSatが受け取る対価は、10ページの図の一番左の矢印部分のみですけれども、この顧客というのもインドの会社ではありません。さらに、フットプリントはインドを含めたもっと広域のエリアですので、この図の中でインドにあるのはケーブルテレビ事業者の一部と視聴者の一部ということになります。

それを課税するというので、印象としては多少強引な気もしますけれども、視聴者というのはインドにいるわけですから、これも今、OECDで議論となっているデジタル企業に対する市場国の課税というのと根本的には似たような問題ということがいえるかもしれません。

これに対して課税庁は、ロイヤルティであるとして課税しました。実際、当初の担当調査官は別の理論で課税したようですが、不服審判所に行く前には、ロイヤルティで課税となっています。

インド国内法上、インド国内ソースから所得を得るためのロイヤルティは、国内源泉所得とされます。そしてロイヤルティには、秘密の方式・プロセス (secret formula or process) を含みます。この取引で課税庁は、AsiaSatは顧客にプロセスを使用させているとして課税したということです。

ここで、secret formula or processだから、プロセスというのはシークレットプロセスである必要があるのではないかという疑問が出てきます。この事例が、プロセスを使用させているかどうかというのも、なかなか難しい話かなと思いますけれども、少なくとも秘密のプロセスではないので、この法律の読み方は、この事案のキーの1つとなってきます。つまり、secret formula or processを、秘密の方式又は秘密のプロセスと読むのか、秘密の方式又は単なるプロセスと読むのかということです。

これに対し審判所は、プロセスは秘密である必要はないとして課税を支持しました。ただ、その後の裁判所では、AsiaSatは、顧客に何も使用させずにサービスを提供しているのだとして、課税はできないと判断しました。なお、裁判所は、プロセスが秘密である必要があるか否かの判断は、この時点ではしていません。

この敗訴を受けて、インドは国内法を改正します。その中で、「プロセスは人工衛星からの信号送信を含む」ということと、「プロセスは秘密であるか否かを問わない」ということを明

示しました。

その国内法改正があった後、同じような事案で訴訟がありました。今度はNew Skies Satelliteというオランダに本拠を置く会社のケースです。

今回争点となったのは、国内法は改正したのだけれども、租税条約上も同じ解釈ができるのかということです。それから、租税条約上は、プロセスは秘密である必要があるか否かということです。結論としては、国内法と同じ解釈ができず、プロセスは秘密である必要があるとして、国側が敗訴しています。

もうちょっと詳しく説明しますと、14ページは、プロセスに関する部分のインド所得税法と、インド・オランダ租税条約の文章です。この租税条約の表現はOECDモデル租税条約と全く同じです。国内法は、「design, secret formula or process or trademark or」となっていますが、租税条約の方は、「plan, secret formula or process, or」となっていて、しっかりとカンマで区切られていますので、シークレットはプロセスにもかかることが明らかであるのがわかると思います。

ちなみに、日印租税条約を含めた日本の結ぶ租税条約の日本語訳でも、「秘密方式若しくは秘密工程」となっております。

ここでご紹介したインドのケースですが、かなり強引な課税かなという印象もあるかと思いますが、先ほども申し上げましたが、宇宙ビジネスというのは大部分が先進国主導のビジネスです。それに対し、源泉地国となるかもしれない発展途上国が、さまざまな論理で課税権を主張してくるといった構図のよい例かなと思います。

3-6. 今後の展望

セミナーの最後、30分ぐらいでイギリスのプレゼンターから、今後の展望ということで、いろいろなトピックが紹介されました。ここでは、紹介された中の幾つかを箇条書きにさせていた

だいているので、どのような話があったかというのを簡単にお話しします。

まず「デジタル経済」、デジタル経済が宇宙空間の課税問題を現実化させるというお話なのですが、これは想像に難くないと思いますが、デジタル化によって宇宙空間に重要な拠点を所在させることが可能になるということです。

例えば、Lytelooop という会社なのですが、これは幾つかの人工衛星を打ち上げて、宇宙空間にデータセンターを構築する計画を持っているそうです。宇宙空間にデータセンターを構築するのは、初期コストはかかるのですが、運用コストを大幅に抑えることができ、またハッキングされにくいといった安全面でのメリットもあるそうです。

次に、「宇宙に居住」と書きましたが、これは物理的な居住を必要とする個人の居住地が宇宙になるというのは、まだまだ先の話かもしれませんが、法人であれば、何らかの方法で、宇宙空間でマネジメントを行えば、例えばAIや人工衛星を利用すれば可能なのかなと思いますけれども、法人の管理支配が宇宙空間で行われているという場面は、そう遠くない将来にあり得るのではないかと、そういったお話です。

「宇宙での役務」で記載してあるケースなのですが、これは事例としては宇宙ではなくて、国際航空のフライトアテンダントのケースなのですが、考え方は宇宙空間の課税に通ずるものがあるとして紹介されたものです。

アメリカ国籍のフランス居住者であるフライトアテンダントの申告内容が争われた事例です。アメリカ国籍を持っていると、アメリカで全世界所得を申告する必要があるのですが、非居住者の場合、外国所得 (foreign earned income) は除外することができるという制度があります。

このフライトアテンダントは、フランス居住者ですから、その外国所得除外措置を利用して、アメリカ国内の所得だけを申告しました。具体

的には、所得をどの国の領空にいたか時間按分して、アメリカ領空にいた時間に相当する部分だけを申告したのですけれども、課税当局は公空、つまりどの国の領空でもない部分も Foreign ではないから除外措置の対象外として、その分を上乗せして課税したと、そういった事例です。

次に「所得源泉」ですが、宇宙に所得源泉がある場合というのはどういった場合かというお話ですが、アメリカの連邦規則には、「宇宙と公海での活動から生じる所得」という、そういったタイトルの規則が存在します。この中で、基本的にアメリカ人が獲得したらアメリカ源泉、外国人が獲得したら外国源泉といったようなことが書かれています。

最後、その他に書いたのは、おまけのようなものなのですが、カナダで争われた事例です。シルク・ドゥ・ソレイユの創始者が宇宙旅行に行ったのですけれども、それを会社の経費として計上しました。宇宙旅行中、シルク・ドゥ・ソレイユの宣伝を行っていたのでという、そういう言い分なのですが、課税当局に否認されて、裁判でも負けてしまったというものです。

以上でこのセミナーの報告を終わります。最初にも申し上げたとおり、一見実務とは離れた話だったかもしれませんが、宇宙ビジネスの進展もあり、問題は今後必ず大きくなっていくお話です。

また、旧来の国際課税原則では解決できないことがあるという意味で、先ほども少し言いましたが、デジタル課税の議論とも通じることがあり、いろいろと考えさせられるセミナーでした。

短い時間でしたが、皆さんにロンドン大会の雰囲気をお伝えできたとしたら幸いです。どうもご清聴ありがとうございました。



4. 議題2「投資ファンド」

(小杉) 国税庁で国際課税分析官をしております小杉と申します。よろしくお願ひいたします。私からは、IFA 議題2の Investment Fund (投資ファンド) の課税と、セミナーDのハイブリッドミスマッチについて説明させていただきます。

4-1. 投資ファンドとは

議題2のセッションでは、投資ファンドとはそもそも何か、という点から議論がスタートしました。投資ファンドはお金の集まりですが、それが何かというよりは、何から構成されているか、という点が重要になります。

投資ファンドを簡単に説明しますと、2ページの図のとおり、3つのステークホルダー(関係者)から構成されています。最近、ピラーという言葉がよく使われていますので、3つの柱(ピラー)があると言わせていただきます。

1つ目は、図の真ん中のファンドそのものです。2つ目は、その左にある投資家で、ファンドに投資して利益を得ます。さらに、3つ目が、一番右のマネージャーで、ファンドの運用や管理を行っています。この3つが投資ファンドを構成しています。

例えば、図の投資家を見ていただきますと、個人と法人、さらに居住者と非居住者など、

様々な種類に分かれています。マネージャーも同様に、個人であったり運用会社であったり、パートナーシップといった形式もあります。ファンドに至っては、公募や私募、さらに証券、不動産、不良債権など、かなり多くのパターンがあります。

また、投資ファンドはクロスボーダー取引が多いため、国内型と海外型にも分かれるので、国際課税についても検討しなくてはなりません。従って、実際の課税関係はかなり複雑になってきます。ちなみに、信託とか投資法人などはビークルと呼ばれていて、これは英語で「乗り物」という意味ですが、なぜビークルかという点、ファンドの資産から得た利益を投資家に運ぶ乗り物だからです。

次に3ページですけれども、このように様々な種類のファンドのストラクチャー図を、IFAセッションでは紹介していました。この図は、いわゆるプライベート・エクイティ・ファンドという、ベンチャーキャピタルとか、企業再生とかに投資するファンドのストラクチャー図です。タイトルに「simplified」と記載されていますので、単純化した図らしいのですが、私から見たら十分複雑な図に思えます。これだけ多くの関係者が集まって、投資ファンドを構成しているわけです。

4-2. ゼネラルレポートの概要

次に、ゼネラルレポートについての説明がありました。このレポートでは、3つの柱である、投資ファンド、投資家、ファンドマネージャー、それぞれの課税について解説しておりますが、ゼネラルレポート作成前に、各国にブランチレポートというものを提出させております。日本も含めて42か国が提出していますが、そのエッセンスを、このゼネラルレポートにまとめているわけです。

アメリカ人とスイス人がゼネラルレポートを執筆しているので、アメリカとスイスに関する情報が多かったのですが、日本に関する記述も

ございました。たとえば、日本では法律上、投資ファンドについて明確に定義されていないことや、匿名組合制度についての説明がありました。

ゼネラルリポートと各国のブランチリポートを合わせると、1,000ページぐらいのボリュームになります。私が知る限り、これほど多くの国の投資ファンドの制度と課税に関して、網羅的に解説した情報というのは、今まで存在しなかったのではないかと思います。今回 IFA で、このような資料が作成されましたので、どこか特定の国の投資ファンド制度やその課税などについて、調べたり最新情報を入手したいときには、このリポートを参照すると非常に便利かと思えます。

ゼネラルリポートによると、過去15年間で、投資ファンドの運用残高は3倍も増加しており、最近では、いろいろな種類の新型ファンドが登場しているそうです。例えば、地球温暖化や環境に対して投資するファンドや、暗号資産に投資するファンドも現れました。

面白いと思ったのは、大麻ビジネスに投資するファンドです。大麻といえば、日本では最近芸能人が逮捕されたりしているので、そのようなものに投資するのは、いかがなものかと思ってしまうのですが、例えば、カナダなどは大麻を合法化しており、また多くの国で医療用大麻は合法化されているそうです。そのような流れで、大麻ビジネスにお金が集まり、お金が集まる場所にはファンドが現れる、といった説明がなされていました。

4-3. 日本のブランチリポート

セッションでは、日本のブランチリポートについて特に説明はなかったのですが、われわれ日本人としては、日本の制度について知っておいた方がよいかと思いますので、5ページから、日本ブランチレポートの項目だけを紹介させていただきました。これは、弁護士の方が執筆されたようで、日本の投資ファンドの制度や課税

について、非常に細かく詳細にまとめてくださっているの、私自身も大変参考になりました。

内容を簡単に説明しますと、冒頭から「日本においては投資ファンドに関する法律上及び税務上の定義は存在しない」という衝撃的なフレーズから始まるのですが、それは何も不思議なことではなくて、投資ファンドといっても様々な形式があるわけですから、何をもちて投資ファンドと定義するかは、国によっても有識者によっても、いろいろと意見があり異なるようです。

英文のリポートなので、5ページから8ページまでそのまま項目を表示していますが、まず一番上が Part One: Taxation of investment funds, つまり投資ファンドの課税についてです。1.1は Widely held ということで公募のファンド、1.2は Privately placed で私募のファンドについてです。要するに、まずファンドを公募と私募に分類することが重要ということですよ。

1.1を細かく見ていきますと、Taxation of domestic, その下に Taxation of foreign と、ファンドを国内と国外へ分類して、それぞれがどのような課税になるのかを検討しています。1.2以下は、1.2.1に Hedge funds が登場します。さらに、1.2.3を見ますと、Private equity funds とか Venture capital などのファンドも登場してきます。このように、ファンドを細かくカテゴライズして、それぞれどのような課税が行われるかを、このブランチリポートは詳細に解説しているわけです。

Part two はファンド2つ目の柱である investors, つまり投資家の課税についてです。これも Resident individuals (居住者) か Non-resident (非居住者) か、外国法人かどうかなどでカテゴライズして、その分類を基に課税の解説をしているわけです。

ブランチレポートは、項目だけで4ページにもなります。ここまで細かく日本のファンドを説明してきたものは、今まで存在しなかったか

と思います。

ご紹介した資料は、IFA 議題2のカイエ(casualty)といいますが、IFA ウェブサイトで、会員の方は無料で、会員でない方も有料で入手できます。投資ファンドに関する、日本だけではなく世界42カ国の、1,000ページもある分量の最新情報になります。

4-4. 日本の投資ファンド課税制度

日本ブランチレポートの項目だけを紹介するのは、少し不親切かと思いましたが、9ページから、簡単に日本の投資ファンド課税制度をまとめてみました。

日本では投資ファンドの定義が存在しないわけですが、その法形態で、大きく4つに分類できます。①信託型、②法人型、③パートナーシップ型、④組合契約型です。

10ページのように、信託型は大きく3つに分類されます。平成18年に新信託法が制定されましたので、それに合わせて平成19年度に税制改正が行われています。①の集団投資信託はいわゆる投資信託です。これは、信託財産ではなく、信託収益が受益者・投資家に分配された段階で課税をする、いわゆるパススルー課税方式です。②の法人課税信託ですが、これは、自己信託などの受益者が存在しない信託です。受益者が存在しないので、受託者に課税します。③は受益者等課税信託で、①と②のどちらにも該当しないものですが、要は一般的な信託で、信託財産を誰かに預けて管理や処分などを委託する信託です。これについても、やはりパススルー課税方式です。信託財産に帰せられる収益費用を、パススルーして受益者に帰属させて発生時に課税します。

11ページは法人型です。J-REITやREITといういわゆる不動産投資法人です。これはよく不動産投資信託と呼ばれていますが、実際は信託ではなく内国法人です。内国法人なので、法人税の課税対象になりますが、課税の特例が適用されまして、利益の90%超を投資家に分配す

る場合など、一定の要件の下では剰余金の配当は全額損金算入できます。ということは、この法人にはほとんど税金がかからず、投資家の段階で課税する制度になっています。しかし、パススルーとはあえて記載しておりません。投資法人は税額がなくても申告はするわけですから、パススルーという表現は少し違います。

次はパートナーシップ型で、プライベート・エクイティ・ファンドとかベンチャーキャピタルとかありますけれど、基本はこれらもパススルー課税になります。しかし、これも様々な法形態がありますので、実態によっては法人課税がなされる可能性が残っており、あえてこちらにもパススルー課税とは記載しておりません。ただし、一番下の投資事業有限責任組合は、日本のLPS法、つまりリミテッドパートナーシップ法に基づいて設立される、法人格をもたない組合なので、これは完全にパススルー課税です。任意組合と同じく、構成員課税になります。

最後に、組合契約型ですが、これは匿名組合契約が非常に有名です。ゼネラルレポートでは、匿名組合なのでTKとか、サイレントパートナーシップとか、そういった呼び方をしていました。民法上の任意組合との違いは、営業者の存在です。通常、合同会社が営業者になりますが、匿名組合自体には法人格はないので、営業者が法律行為の当事者になり、財産も営業者に帰属します。任意組合の場合は、任意組合員が自ら事業を行います。匿名組合は、完全に事業と出資が分離しており、匿名組合員というのは、匿名で出資するだけの投資家です。出資に名前が出ないことがメリットになる、という考え方です。営業者と匿名組合員の課税関係は12ページに記載しているとおりですが、匿名組合員に配賦される利益・損失は、営業者の益金損金に算入されます。要するに、営業者の法人税課税前の利益を分配することになり、その利益分配について、営業者は源泉徴収する必要があります。

以上、簡単ですが、日本の投資ファンドの課

税制度についてまとめさせていただきました。

4-5. ファンドの課税

IFAセッションに戻りますが、13ページの第1の柱の、ファンドの課税についてです。議論では、1つ目の課税の中立性 (Tax Neutrality) が非常に強調されていました。ファンドというのは、ご存じのとおり各国で規制ルールが異なっていますが、税はその規制に大きな影響を受けます。その結果、課税制度も当然各国でばらばらになってしまっていて、それによって二重課税が発生したり、多段階課税が発生したりするので、それらを排除しなければならない、との説明がありました。

特に、不動産投資ファンドについては、優遇税制を適用している場合が多いので、課税の中立性という観点からは、REITなどは問題があるのではないかと、というパネリストのコメントもありました。直接投資する場合でも、ファンドを通じて間接的に投資する場合であっても、どちらも同じ課税になるのが中立性の理想ですが、現実的には無理だろう、というコメントもありました。

2つ目のファンドの透明性 (Transparency) ですが、透明であるためパススルーして投資家段階で課税されるので、ファンドが透明かどうか、という分析が非常に重要になります。パススルー課税といっても、配当時課税や、持ち分売却時まで課税を繰り延べる方式もあり、課税所得金額の計算についても、ファンドのストラクチャー形態、事業体の条約適格性、居住性、パススルーに関する選択など、多くの要因の影響を受けるわけです。

ファンド課税の最後は、源泉税の問題に言及されました。ほとんどの国では、投資を抑制すべきではないという観点から、ファンドそのものには源泉課税せず、配当とか分配金に源泉税を課しています。それでもある国では、所得の種類や投資家の居住性によっては、ファンドそのものに源泉税を課している場合もあり、課税

方式の違いが生じている、ということが紹介されました。

4-6. 投資家の課税

次は、14ページの2つ目の柱の、投資家の課税についてですが、やはりここでも、課税の中立性が一番重要だということが議論されました。投資家に関しては、一度のみの課税とすべきで、どの投資形態でも同等の課税がなされるべき、とのことです。

セッションでは、欧州司法裁判所の判例が紹介されました。フィンランドのケースですが、フィンランド税法上、本国居住者への配当は非課税なのに、ルクセンブルクへの配当が源泉徴収されていた、という事例があったそうです。欧州司法裁判所は、EU域内は資本の自由移動という大原則があり、EU法に違反している、と判示したそうです。

2つ目の、課税の構成要素ですが、投資家の課税については、所得区分、税率、課税タイミングなどの適用関係が重要である、という説明がなされました。

3つ目は、租税条約との関係ですが、ファンドや投資家にとって、条約にアクセスできるか、条約の適格性が得られるかは、非常に重要な問題です。条約が存在しない場合は、源泉地課税が強化されて、投資を阻害することになります。租税条約との関係は、かなり細かく議論されていましたので、次の15ページで改めて説明させていただきます。

4-7. 租税条約との関係

パネリストの議論は、2010年にOECDが公表した「集団的投資ビークル報告書」の紹介から始まりました。この報告書では「集団的投資ビークル」とは何か、と定義しているのですが、この定義からは、プライベート・エクイティ・ファンドやヘッジファンドやREITが外されてしまっているらしく、中途半端な内容ではないか、という意見も出されました。

それでもこの報告書は、非常に意味があるので、条約の恩典、例えば配当とかの軽減税率や免税などを受けるためには、条約上適格な居住者である必要がありますが、どうすれば恩典を受けられるのか、といった例を、この報告書で示しているわけです。

年金ファンドなどは、投資家が直接投資していないことから受益権を有しておらず、居住性がわからない場合はどうするのか、という疑問に対する解決策も、本報告書で示されているそうです。ファンドの投資家のうち、一定の以上の条約の適格者が存在する場合は、同等適格者としてフルに条約の恩典を与えるという提言など、ファンドと条約の関係をかなり整理した報告書とのことです。

本報告書の公表以前は、実は、各国の租税条約は、全く投資ファンドのことを考慮していなかったそうですが、この報告書公表後に改定された租税条約は、投資ファンドにも対応するようになってきたそうです。

例えば、報告書公表の1年後ですが、2011年のドイツ-アイルランド条約、また2012年のドイツ-ルクセンブルク条約、さらに2018年のフランス-ルクセンブルク条約にて、報告書が提唱しているように、ファンド投資家が一定割合の基準に達すれば、適格者として条約の恩典を受けられる、といった制度が導入された、との説明がありました。

2つ目の、条約漁りと BEPS 行動計画 6、そして3つ目の、恩典制限条項と主要目的テストについては、次のページで詳しく説明させていただきます。

4つ目に、OECD の TRACE プロジェクトとありますが、これは、最新の取り組みとして、投資家の居住性確認のためにブロックチェーン技術を応用しようと、検討を進めているそうです。TRACE とは、Treaty Relief and Compliance Enhancement の略語で、条約による救済とコンプライアンス向上という意味です。フィンランドのような IT 先進国では、2021年にこ

の TRACE を導入することを検討しているそうです。

4-8. 租税条約の濫用防止

16ページは、BEPS の行動計画 6 との関連で、よく使用されている図になります。図の C 国は A 国と租税条約がないわけで、ということは条約の恩典を受けられないので、C 国は何かしようと考えます。そこで、A 国と租税条約がある B 国に、左の図ではペーパーカンパニーを設立して、そこに配当の支払いをさせています。この配当は条約の恩典を受けられますが、実際には条約がない C 国の企業が恩典を受けているので、それを制限する規定 (Limitation of Benefit : LOB) が必要になります。

右の図は主要目的テスト (Principal Purpose Test : PPT) ですが、C 国企業は株式を持っており、その配当を受ける権利を B 国の金融機関に譲渡します。そうすると、配当には AB 国間の租税条約が適用されて、恩典を受けられます。しかしこれも、譲渡目的は C 国企業が単に条約の恩典を受けようとしているだけなので、制限する、ということです。

パネリストからは、この主要目的テストについて、かなり批判的なコメントが出ていました。つまり、経済的な合理性があるにも拘わらず、税務当局が、恣意的に条約恩典を否認して、課税できるようになってしまうのではないかと、いう懸念があるからです。なぜなら、「主たる目的」というのが、非常に曖昧な概念だからです。これは、われわれ税務当局にとっては耳が痛い話ですが、セッションのパネリストは、ほとんど民間の実務家の方だったためか、そういった厳しいコメントが出されておりました。

また、条約が適用されない国の実質的な所有者 (ベネフィシアルオーナー) が、ファンドに投資することによって、条約の恩典を享受しようとする場合もあります。これについては、欧州司法裁判所の判例が紹介されまして、条約の恩典を否定したケースがある、ということも紹

介されました。

4-9. ファンドマネジャーの課税

17ページは3つ目の柱で、ファンドマネジャーの課税について議論がなされました。ファンドマネジャーといっても、いろいろ種類があり、個人や法人、またパートナーシップの場合など、それぞれ異なる課税方式が適用されるので、注意が必要とのことでした。

次に、ファンド形態の違いによる所得分類について議論されました。ファンドマネジャーの報酬というのは、当然、報酬として課税されますが、プライベート・エクイティ・ファンドとか、ベンチャーキャピタルというのは、かなり長期的なキャピタルゲインを目的にしています。従って、それに深く関与するマネジャーの報酬は、ファンドの資産運用からのキャピタルゲインとして認識すべきでは、という意見も紹介されました。しかし、ファンドマネジャーの報酬をキャピタルゲインとした場合、一般的に報酬よりも低税率が適用されて、税務面で優遇されることになってしまいます。また、そもそも論として、キャピタルゲインはファンドのみから発生すると考えるべきで、マネジャーとは切り離し、やはり報酬として課税するのが正しいのではないか、という意見もありました。

4-10. まとめ

最後に18ページは、この議論2セッションのまとめです。

まず1つ目ですが、ファンドがタックスヘイブンに設立されたとしても、純粋に投資目的であり、租税回避目的ではない、ということが強調されていました。これは、われわれ税務当局に対する強いメッセージなのかもしれませんが、この発言は、議長であるルクセンブルクの法律事務所の税務弁護士からありました。ルクセンブルクなので完全にタックスヘイブン側としての発言です。例えばケイマンは、非常にファンド設立が多いので有名ですが、ケイマンはファ

ンドの設立のコストが非常に安く、さらに法制度が欧米に類似しているから選ばれるのであって、租税回避目的でケイマンを選んでいるのではない、ということ強調されていました。

私の個人的な話で恐縮ですが、20年ほど前から、国税庁で租税条約の情報交換に関する事務を担当してきました。20年前は、今みたいに条約とか協定とか存在しなかったものですから、タックスヘイブンから情報を入手する手段が、全くなかったわけです。そうなりますと、ケイマンのファンドへの投資取引と聞いただけで、職業病といいますか、疑心暗鬼になって、いろいろな想像を膨らませていく傾向はありました。しかし今は、ご存知のとおり、OECDのグローバルフォーラムのおかげで、タックスヘイブン国にピアレビューが実施されて、有効な情報が入手できるようになってきたわけです。私自身も、最近あるタックスヘイブン国のピアレビュー審査官をやらせていただいたわけですが、そうやって情報が得られるようになると、確かに全てが租税回避目的ではないということは、税務当局側もわかってきました。このように、情報がきちんと入手できて、透明化されるというのは、納税者と税務当局双方にとって、非常にメリットがあることだと思います。

2つ目は、各国の課税方式の統一（課税の中立性）についてですが、このセッションを通じてずっと強調されてきたことです。IFAがこうしたメッセージを発信することによって、各国税務当局が連携して、課税方式を極力統一する方向に向かっていけば望ましい、といった話がありました。

3つ目は、テクノロジーの進化の課税への影響についてです。先ほど、OECDのTRACEプロジェクトを紹介しましたが、ブロックチェーン技術で、容易に投資家の居住性が確認できるようになれば、投資ファンドの課税に対して大きな影響を与えようになるだろう、とのコメントで、議題2は締めくくられました。以上で議題2の報告を終わります。

5. セミナー D 「ハイブリッド金融商品と事業体」

続きまして、セミナー D の「ハイブリッド金融商品と事業体」についての説明をさせていただきます。

5-1. ハイブリッドミスマッチとは

ハイブリッドミスマッチの意味は、出席者の皆さんはご存じかと思いますが、簡単に説明させていただきます。

2 ページにおいて、B 国の B 社は A 社の子会社で、A 社に利益配当をするケースですが、普通、配当というのは利益処分なので損金算入されないのですが、B 国の制度上、損金算入が可能となった場合を想定しています。

A 国には、日本と同じように受取配当の益金不算入制度があります。この場合、A 国では益金不算入で B 国では損金算入されると、二重の非課税が発生するというわけです。この場合日本では、外国子会社配当益金不算入制度の不適用というルールが適用されます。不算入の不適用という二重否定になって、少しわかりにくいのですが、要するに益金に算入させるということです。これがハイブリッドミスマッチです。

5-2. ハイブリッドミスマッチへの対策

3 ページは、ハイブリッドミスマッチへの対策ですが、セッションではまず OECD の BEPS 行動計画 2 が紹介されました。ハイブリッドミスマッチの無効化が勧告されていますが、行動計画 2 は、各国が最低限遵守するミニマムスタンダードには該当しておらず、ベストプラクティスとなっています。なお、先ほど議題 2 の投資ファンドで説明した、行動計画 6 の条約の濫用防止は、ミニマムスタンダードなので、各国に順守義務があります。

EU については、3 つの EU 指令、つまり

EU 親子会社指令と 2 つの租税回避防止指令があり、これらでハイブリッドミスマッチへ対応しているとのことです。

日本も、2015 年度に税制改正をして、前ページの図のように、相手国で損金算入される場合は受取配当益金不算入の対象から除かれて、益金算入されるようにしました。

BEPS では、リンキングルールが勧告されています。これには 2 つのルールがあり、第 1 のルールは Primary rule ともいわれていますが、受取り国で益金不算入となる場合は、支払い国側でも損金不算入とする、つまり支払い国側で調整するという方式です。第 2 のルールは Defensive rule ともいわれていますが、支払い国で損金算入となる場合は、受け取り国側で益金に算入させるという、受取り国側で調整するという方式です。

5-3. ハイブリッドミスマッチの 3 形態

4 ページのとおり、ハイブリッドミスマッチには 3 形態あるとされています。1 つ目が、Deduction/No Inclusion、支払者が損金算入して受取者が益金不算入の場合です。2 つ目が、Double Deduction、支払額の二重損金算入です。3 つ目が Imported Mismatch、ミスマッチの輸入とあって、ハイブリッドミスマッチの効果を第三国へも展開することです。セッションでは、1 つ目の Deduction/No Inclusion だけに焦点を当てた議論がなされました。

先ほどの投資ファンドの課税にも通じますが、各国の制度が同一であれば、ミスマッチの問題は生じないわけで、全ての国が標準的な制度を採用していたらよいのですが、一部、標準的ではない制度を採用している国があるため、こういった問題が生じるということです。

5-4. ブラジルの利子配当制度 (JCP) 及び各国の JCP 対応

IFA セッションで特に議論されていたのが、5 ページのブラジルの事例です。ブラジルは、

標準的ではない特殊な制度を採用しており、JCP といって、利子配当制度と呼ばれています。配当なので、通常は利益処分なので損金算入できませんが、利子という形にして配当すれば損金算入ができるようになって、税務上有利になるわけです。

ブラジルは1995年に、投資を促進する目的でこの JCP 制度を導入しました。ブラジルが勝手にこのような制度を導入したため、受取り側の相手国では、これが一体利子なのか配当なのかということで、物議を醸し出すことになってしまったわけです。

JCP 導入後に、ブラジルが締結もしくは改定した租税条約は、全て JCP は利子として取り扱おうと明記されています。ということは、95年以降にブラジルと条約がある国は大丈夫ですが、問題は95年以前の条約の国です。ちなみに日本-ブラジル租税条約も95年以前のもので、日本は、先ほど申し上げたとおり、2015年に法改正してハイブリッドミスマッチに対応しておりますので、ブラジルの JCP に関しても益金に算入されることになります。

セッションでは、様々な国の JCP への対応振りが紹介されたのですが、6 ページのとおり、今でも混乱が生じているようです。オーストリアとイタリアは、95年以前にブラジルと条約を結んでいますが、結果的に JCP に関しては、条約上も国内法でも益金不算入で、二重非課税となっていました。パネリストからは、早急に何らかの手当てをすべきではないか、との意見が出されていました。

さらにスペインですが、スペイン-ブラジル租税条約も95年以前のもので、若干状況が異なりまして、スペイン税務当局は、JCP は配当ではないということで課税しようとしたわけです。その案件は最高裁まで争われましたが、2016年の最高裁判決で、JCP はやはり配当ということで免税、という結論が出てしまいました。ところが一方、裁判途中の2015年にスペインは国内法を改正して、JCP は利子として課

税できるとしたわけです。したがって現在、スペインの国内法では JCP に課税できるが最高裁判例では課税できない、という矛盾した状態になってしまい、いまだに議論が続いている、との説明がありました。

アメリカは日本と同様に、相手国が損金として控除している場合は益金算入します。さらにアメリカは、ブラジルで15%の源泉課税されている分も税額控除を認めないという、非常に厳しい対応をしている、という紹介もありました。

5-5. タイミングミスマッチ

7 ページですが、タイミングミスマッチについても議論がなされました。これは、債務の利子の支払いで、支払者が損金控除する時期と、受取者が益金算入するタイミングがずれている場合を意味します。例えば、6年間満期の債務に対する利息が毎年発生する場合で、6年目まで利息が支払われないという場合などです。

支払者側の国では、毎年発生ベースで利子の損金控除を認めて、受取り側の国では、実際に利子を受け取ったときに益金算入すればよいという場合は、ずれが生じてくるわけです。OECD の勧告では、こういった場合でも、合理的なタイミングで益金算入すべきとしています。アメリカでは、このような場合は36カ月以内に益金算入すべきとの規定があるそうです。

この話を聞いていて、非常に違和感があったのですが、日本は発生主義が原則なので、債権債務が確定していれば、未収利息として当然毎年益金計上することになるのではないかと、という調査官的な発想になってしまいました。

5-6. 今後の課題

最後に、8 ページのように、今後の課題について説明がありました。一番の課題は、相手国側の税務上の取り扱いの確認が困難ということです。ハイブリッドミスマッチへの対策には、相手国側の制度に関する正確な情報が不可欠で、これは、税務当局間であれば、租税条約の情報

交換が活用できるのではないか、というコメントがありました。

また、各国の制度情報を整理するためには、多国間による情報共有システムを構築すべきではないか、という意見や、OECDの作業部会などを活用して、こうしたハイブリッドミスマ

ッチのリスク評価に関する、各国の共同作業が有効ではないか、との意見が出て、このセッションは締めくくられました。

以上でございます。ご清聴どうもありがとうございました。